

## 1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

ただ、いじめの定義に照らしていじめであるかないかが問題ではなく、児童等が「嫌だ」と感じたこと全てに対して真摯に向き合っていくことを当校の基本的態度としていく。

## 2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、「どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」という認識をもち、認知した場合は深刻化させないように、迅速かつ適切に対処することが重要である。

### （1）いじめの未然防止

日頃から子供の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童との信頼関係の構築に努め、「いじめは決して許されない」ことの理解を促すこと。

### （2）いじめの早期発見

教職員はもとより、児童や保護者、地域住民が日頃から「いじめ見逃しゼロ」の意識を共有し、いじめの早期発見に努める。

### （3）いじめの対処

いじめを認知した場合、関係児童の安全を確保し、当該児童に事情を確認するなどした上で、職員がチームになって、迅速に対応する。発見した場合は、当日中に生活指導主任（不在時は教頭）に報告する。

### （4）家庭や地域との連携（保護者の責務と役割）

いじめ防止等に関わる対応について、日頃より、家庭や地域と相互に協力する関係づくりを進めるとともに、いじめの問題について協議する機会を設け、組織的に協働する体制を構築するなど、連携を図る。

保護者は、児童が基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、安心して生活できる家庭環境を整え、心身の調和のとれた発達を図るように努める。また、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、児童がいじめ等を行うことのないよう、他者を思いやる気持ちや規範意識の醸成を図る。

### （5）関係機関との連携

日頃から情報共有体制を構築し、困難な事案等に対して関係機関と迅速に連携し対処する。

「新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和2年12月25日制定）」に基づき、継続的に指導していく。

「ひやかし」や「いじり」のつもりであっても、児童が嫌な気持ちになれば、いじめと受け止め対応する。

### 【重視する条例の特徴】

#### ① 新たに「いじめ類似行為」を加えたこと（第2条2項）

※類似行為とは…

- ・当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該児童が行為を知った時に心身の苦痛を感じる可能性の高いもの。（被害児童がそのことを知らされずにいたとしても、その行為を本人が知った時にいやな思いをする可能性が高い場合、類似行為と判断する。…新潟県いじめ基本方針より）

## ② 「児童生徒の役割」を明記したこと（第9条）

- ・自分のことを大切にし、一人一人の違いを理解し、お互いを尊重すること。
- ・インターネットを通じて送信される情報がどのようなものなのか理解を深めること。
- ・いじめかもしれない状況を見過ぎさないで先生や保護者などに相談すること。

## ③ インターネットを通じて行われるいじめ等の対策（第13条）

### 3 「いじめ防止等対策委員会」の設置

#### 【構成員】

- ・委員は、「校長、教頭、教務主任、当該学年担任、養護教諭、生活指導部会より生活指導主任他1名程度」とする。
- ・その他校長が認める者
- ・必要に応じてSSW（上越市教育委員会、上越教育事務所）、PTA会長、スクールカウンセラー、学校訪問カウンセラー（上越市立教育センター）、児童相談所等の参加

#### 【具体的な役割】

※「4 いじめ防止等に関する内容」等、学校が組織的に対応するための中核となる。

- ① いじめの疑いがある情報を把握した場合、速やかに管理職と生活指導主任に報告する。
- ② 事実の有無や詳細について確認するとともに、緊急に「いじめ防止等対策委員会」を開く。
- ③ いじめの事実が確認された場合は、「いじめ防止等対策委員会」で対応を協議する。
  - ・認知した、あるいは通報を受けた職員は一人で抱え込まず、迅速かつ適切に組織で対応するため、情報共有し、問題解決のための方針を検討し、全職員の協力体制のもと対応する。
- ④ 多方面からの情報収集による正確な事実把握を行う。
  - ・正確な事実を把握するために、速やかに関係児童や教職員、保護者などから事実確認等を行う。（聴き取りの記録をとる）※データと紙媒体の両方で保存する。
  - ・事実確認を行う場合は、複数の教員で対応すること、役割分担して行うことを原則とし、丁寧に行う。また、当事者のプライバシーに等には十分に配慮する。
- ⑤ 事実確認の結果は、教育委員会に連絡や相談をするとともに、関係する保護者に事実を伝え、後の学校の対応方針に理解を求め、協力を要請する。
- ⑥ 問題解決のための適切な指導と支援を行う。

#### 【いじめを受けた児童、いじめを知らせてきた児童への支援】

- ・児童の立場で気持ちを受容的・共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめ相談や通報にきた児童から話を聴く場合は、時間や場所などに十分配慮する。
- ・被害の訴えがあった児童を徹底して守るために、必要に応じて休み時間や放課後活動などにおいても教職員が見守る体制を整える。
- ・いじめを受けた児童にきめ細かな支援を行い、保護者へ報告する。
- ・学校訪問カウンセラーやスクールカウンセラーなど、関係機関と連携を図り、心のケアに努める。
- ・児童の意向に沿いながら、必要に応じて学校生活への配慮を行う。

#### 【いじめを受けた児童の保護者への支援】

- ・保護者の心情を受け止め、誠意をもって対応する。電話ではなく、家庭訪問などで保護者に事実関係を正確に説明する。（特別な事情がない限り当日中）
- ・学校で安心して生活できるように約束するとともに、学校の具体的な指導、支援策を提示する。
- ・対応と経過については、継続して保護者と連絡をとりながら、解決に向けて取り組む。解決した場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

#### 【いじめを行った児童への指導と支援】

- ・すぐにいじめをやめるように指導する。
- ・児童がもつ課題やニーズなど、いじめ行為の背景にも目を向けて事実確認を行う。

- ・非難、指導すべきは「いじめ」という行為そのものであり、当該児童の「人間性そのもの」を否定するような指導や叱責は、断じて行ってはならない。
- ・いじめられた児童の気持ちを考えさせ、いじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。（喧嘩両成敗的な指導はしない。）
- ・集団によるいじめの場合、集団内の力関係や個々の言動を分析して指導する。
- ・児童の安心・安全、健全な人格発達に配慮しつつ、いじめの状況に応じて、出席停止（市教委判断）、特別指導、警察との連携による措置など、毅然として対応する。
- ・いじめの要因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行う。

**【いじめを行った児童の保護者への支援】**

- ・正確な事実を伝え、保護者の思いを受け止めつつ、いじめが許されないことを理解してもらい、以後の対応を適切に行えるように協力を求める。

**⑦ 周りの児童に対しての働き掛けを行う。**

- ・当事者だけの問題にとどめず、はやし立てたり、同調したり、傍観したりしていた児童にも自分の問題として捉えさせる。
- ・必要に応じて、学年、学校全体の問題として考え、「いじめは絶対に許されない」という意識を広げ、再発防止に向けた指導を行う。

**⑧ いじめ問題の「解消」は、いじめ防止等対策委員会が協議の下、判断する。**

- ・「解消している」状態とは少なくとも以下の2つの要件が満たされているものとする。

**【いじめに係る行為の解消】**

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。（いじめの被害が重大な場合は、この目安にかかわらず、長期の期間を設定する）

**【被害児童が心身の苦痛を感じていないこと】**

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（被害児童本人及びその保護者に対し、面談等で確認する）  
 ・対応については、全職員、保護者、関係する専門機関等と共通理解・連携の下で取り組む。

**\*「いじめ発生時対応の流れ」（別紙1）参照**

## 4 いじめ防止等に関する内容

### （1）いじめの未然防止のための取組

**① 望ましい集団づくり、いじめや不登校を生まない集団づくり**

- ・学年や学級、その他の諸活動における認め合い支え合う共感的で温かい人間関係を築きつつ、自己存在感や自己有用感を確かにする場や機会の設定
- ・学級活動の充実、異学年交流の推進（異年齢集団を生かした活動の実施）
- ・道徳、人権教育、同和教育の充実（人権教育、同和教育実践期間の授業実践と11月の強調月間の実施）
- ・正義と思いやりのある行動の賞賛と奨励
- ・県の「いじめ見逃しゼロ強調月間」の取組
- ・豊かな心の育成、いじめ防止、情報通信の安心安全な利用等についての「標語づくり」
- ・子供を語る会（5月：運動会、7月：夏休み、12月：冬休み、3月：年度末（認定会））の実施

**② 基本的な生活習慣の形成のための指導・支援**

- ・あいさつの活性化を目指した「あいさつ強調週間」の実施
- ・月目標の常掲と学年・学級の実態に即した取組、振り返りの場の設定
- ・望ましい行動について学ぶ場の設定（全校SST集会での一斉指導）
- ・飯小UDLに基づいた居心地のよい教室環境づくり **\*「飯小UDL」（別紙2）参照**
- ・児童会活動（代表委員会、各委員会の活動）との連携による取組

- ・「飯小学校の一日」「長期休業のきまり」の活用（ルールの徹底）

### ③ 教職員の資質向上

- ・よりよい学級づくりに向けての校内研修の充実
- ・楽しい授業づくり、分かる授業づくりのための校内研修の充実

### ④ 保護者・地域との連携

- ・日常的に連携し、気になる行動の共有
- ・「城北中学校区子どもを育てる会」と連携し、いじめ防止への啓発

### ⑤ 複数の目で見守る体制

- ・定期的に心プロジェクト部会（生活指導部会）を実施
- ・部会では、全体的な方策やいじめにつながりそうな事案についての共有や指導、支援体制検討を実施
- ・部会では、本基本方針が機能しているかどうか点検・見直しを行う。

\*「生徒指導部（心プロジェクト）年間計画」（別紙3）参照

## (2) いじめの早期発見のための取組

### ① 定期的なアンケートの実施

- ・いじめ等に関するアンケート調査を実施。\*「〇月の生活アンケート」（別紙4）参照
- ・児童の実態を複数の目で把握し、必要に応じて教育相談を実施する。

### ② 共感的な児童理解を図り、個に応じた指導・支援を行うための教育相談の充実

- ・個別教育相談週間（6月、11月）
- ・ふれあいタイム、昼休みを活用した随時教育相談
- ・スクールカウンセラーや学校訪問カウンセラーの活用と連携（保護者も相談が可能）

### ③ 職員同士の情報の共有化

- ・全職員による子どもの見取り
- ・研修のない水曜日に児童理解の時間を設定し、いじめ、またはいじめの疑いのある事案については、教職員で情報を共有し、見守っていく体制を整える。

### ④ 心プロジェクト部会における定期的な情報の共有、進捗状況等の確認 \*アンテナを高く！

#### 学校におけるいじめのサイン「例」

- ・急な体調不良 ・学用品の破損や落書き ・保健室来室の増加 ・特定児童の発言への失笑や目配せ
- ・特定児童からの忌避や逃避 ・日頃交流のない児童との行動や孤立 ・あだ名 等

#### 家庭・地域でのいじめのサイン「例」

- ・登校しぶり ・感情の起伏の顕著化 ・教師や友達への批判 ・体への傷やいたずらの痕跡
- ・荒くなる金遣い ・下校時に他の児童の荷物持ち ・公園や空き地でぼつんとしている
- ・持ち物の紛失、破損 等

## (3) インターネット上のトラブルやいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童を中心に保護者にも必要な啓発活動を行う。学級活動や道徳、総合的な学習の時間で、情報モラル教育の一層の推進を図る。また、必要に応じ教育委員会、ネットパトロール業務受諾機関、警察と連携を取り解決を図る。

## (4) 保護者との連携について

- ・児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に連絡する大切さを伝える。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行う。
- ・「いじめ問題」の解決には、保護者との連携が大切であることを学校だより、学習参観日の道徳や人権教育、同和教育などで伝えていく。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等を把握し、いじめの未然防止に努め、共に解決していくことで、保護者との信頼関係を深める。また、アンケート実施期間に併せて家庭にも呼び掛けを行い、家庭で心配されている出来事も把握できるようにする。

## 5 いじめ重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第28条）

### （1）重大事態とは

- ① いじめにより在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ その他の場合
  - ・児童や保護者から、いじめられていて重大事態に至ったと申し立てがあったとき

### （2）対応について

- ① いじめに係る重大事態と判断した場合は、速やかに**教育委員会を通して、市長に報告**する。
- ② 初期調査は、以下の事項に留意して行う。
  - （ア）重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を調査し、明確にする。
  - （イ）調査に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とする。
  - （ウ）質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童、または、その保護者に提供する可能性があることを、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
  - （エ）因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
  - （オ）民間・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするのではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
  - （カ）重大事態の調査に当たる際には、調査を開始する前にいじめを受けた児童と保護者へ調査時期・期間、調査方法等について丁寧に説明を行う。
  - （キ）いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
  - （ク）いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童の入院や死亡などの場合）は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。
  - （ケ）重大事態の調査結果については、いじめを受けた児童と保護者へ速やかに説明する。その際は、内容を予め学校で整理し、個人情報保護法等に留意しつつ説明を行う。
  - （コ）重大事態やいじめが、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案の場合（インターネット上のいじめ・児童ポルノ関連を含む）、学校は直ちに警察に連絡・通報を行い、援助を求める。
  - （サ）上記の場合、学校側の窓口は教頭が行う。